

○大府市感染症対策条例

(目的)

第1条 この条例は、感染症対策の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「感染症」とは、新型コロナウイルス感染症その他の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び市長が指定する感染症をいう。

2 この条例において「感染症対策」とは、市が実施する感染症に関する対策をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、市内における発生及びまん延を防止するために必要な対策を的確かつ迅速に実施しなければならない。

2 市は、感染症に関する正確かつ最新の情報の収集、整理及び発信に努めなければならない。この場合において、感染症の患者（感染症にかかっているおそれがある者を含む。以下同じ。）及びその家族等の個人情報の保護に留意するとともに、風評被害の発生の防止に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、感染症に関する正しい知識を習得し、感染症の予防及びそのまん延の防止に十分な注意を払うよう努めなければならない。

2 市民は、感染症対策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、日常生活及び社会生活において、咳(せき)エチケット、手洗い等の手指衛生の励行、衛生資材の適切な処理その他の感染拡大防止のための行動を実践するとともに、感染症のまん延を防止するため、密閉された空間、密集した場所及び密接する場面の回避、マスクの着用等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、感染症に関する正しい知識を習得し、感染症の予防及びそのまん延の防止に十分な注意を払うとともに、自己の管理する施設又は場所において、適切な感染拡大防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、感染症対策に協力するよう努めなければならない。

(施策の推進)

第6条 市長は、本市において感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) マスク及び消毒液等の物資並びに資材の提供及び貸与
 - (2) 前号に規定する施策の実施に係る事業者との連携
 - (3) 感染症に関する正しい知識の普及及び啓発
 - (4) 市が管理する施設における利用制限その他の感染拡大防止のための措置
 - (5) 感染症の患者及びその家族に対する支援
 - (6) 医療機関等に対する支援
 - (7) 教育委員会に対する小中学校等における必要な措置の要請
 - (8) 児童福祉施設、高齢者施設及び障がい者施設に対する支援
 - (9) 市民生活の維持に係る支援
 - (10) 事業者に対する事業の継続に係る支援
 - (11) 感染症の発生段階に応じた相談体制の整備
 - (12) その他市長が必要と認める施策
- (差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、感染症の患者及びその家族、医療従事者等に対して、感染症にかかっていること又はそのおそれがあること等を理由として、差別的取扱い又は誹謗(ひぼう)中傷をしてはならない。

2 何人も、予防接種を受けていないこと、受けたことその他の感染症に係る予防接種に関することを理由として、差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

3 何人も、感染症に関する根拠の薄い又は誤った情報により風評被害を発生させてはならない。

(大府市感染症対策本部)

第8条 市長は、感染症対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき(法第32条第1項の規定により本市を含む区域に新型インフルエンザ等緊急事態宣言(次条において「緊急事態宣言」という。)がされたときを含む。)は、大府市感染症対策本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

2 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。

3 本部に副本部長を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部に本部員を置き、市長が市の職員のうちから任命する。

- 5 本部は、第6条に規定する施策に係る方針を決定する。
- 6 市長は、本部を設置する必要がなくなつたと認めるときは、これを廃止する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(法との関係)

第9条 前条第1項に規定する本部は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされている間は、法第34条第1項の市町村対策本部とする。この場合において、法第32条第5項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、当該宣言がされた日に、当該市町村対策本部を廃止したものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている大府市新型コロナウイルス感染症危機対策本部員会議又は法第34条第1項の規定に基づく大府市新型インフルエンザ等対策本部は、第8条第1項の規定により設置した大府市感染症対策本部とみなす。

(大府市災害対策本部及び大府市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

- 3 大府市災害対策本部及び大府市新型インフルエンザ等対策本部条例（昭和45年大府市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大府市災害対策本部条例

第1条中「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条」及び「及び大府市新型インフルエンザ等対策本部」を削る。

第5条を削る。

附 則（令和3年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大府市国民健康保険条例の規定及び第2条の規定による改正後の大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定

は、令和3年2月13日から適用する。

附 則（令和3年9月3日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。